

---

---

## V プランの推進について

---

---

この計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

### 1 それぞれが果たす役割

#### (1) 県の役割

県は、本計画に基づき、子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、家庭、学校、企業などの取組が重要な役割を果たしており、それぞれの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供を行います。

また、経済的な問題や社会的孤立の問題等さまざまな理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対しては、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援します。

#### (2) 市町の役割

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

#### (3) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていけることが求められます。

#### （４）認定こども園、保育所、幼稚園、学校の役割

##### ○ 認定こども園、保育所、幼稚園

乳幼児期の教育および保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

さらに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること等が求められます。

また、安全確保や見守り、虐待の未然防止・早期発見など地域と連携して子どもの育ちに関わることが必要です。

##### ○ 学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、また、集団生活をとおして、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

#### （５）企業の役割

企業は、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を実現していくうえで、大きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、職場体験の受け入れなど、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

#### （６）県民の役割

子ども・若者の時期は、人生の中で最も大切な成長期であることから、子ども・若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

### (7) 地域の役割

地域においては、近隣や自治会、子育てサークルや青少年の健全育成に携わる団体などが相互に連携し、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

また、児童虐待防止の観点からも、子育て家庭が孤立することのないよう、地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

## 2 計画の推進体制

### (1) 県における推進体制

子育てや子ども・若者の健やかな育ちを支え、多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、教育・医療・福祉・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組むことが必要です。県では、関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

### (2) 企業や民間団体等との連携

企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取組や若い世代の雇用が一層促進されるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・協力して積極的な啓発活動を進めます。

また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働によるネットワークづくりなどの取組が、各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。

### (3) 国および市町との連携

本県の子ども・若者育成支援施策を着実に推進するため、国予算の重点配分や今後に向けた制度創設、制度改正に向け、国に対して、本県の経験や課題を踏まえた、より良い政策づくりに向けた提案を行います。

また、市町において、子ども・子育て支援事業計画等に基づく取組が円滑に推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進します。

### 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

#### (1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けます。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進します。

#### (2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映します。